

NATURAL  
BEAUTY  
BASIC



TSI HOLDINGS

# 第15期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年5月22日（金曜日）  
午前10時（午前9時開場）

場所

東京都港区赤坂八丁目5番27号  
住友不動産青山ビル東館  
当社本社1階  
プレスルーム

決議事項

第1号議案	取締役5名選任の件
第2号議案	監査役1名選任の件
第3号議案	補欠監査役1名選任の件
第4号議案	一般財団法人TSIファッション 未来財団の社会貢献活動支援 を目的とした第三者割当による 自己株式処分の件



「ネットで招集」のご案内

パソコン・スマートフォンでも  
快適にご覧いただけます。

Provided by TAKARA Printing

<https://s.srdb.jp/3608/>



株主総会インターネット配信のご案内

株主総会当日の様子は、後日、オンデマンドでの  
動画配信を予定しております。

株主総会ご出席の株主様へのお土産の  
配布はございませんので、あらかじめ  
ご了承ください。

株式会社TSIホールディングス  
証券コード：3608

## 経営理念

私たちは、ファッションを通じて、人々の心を輝かせる価値を創造し、明日を生きていく喜びを、社会と共に分かち合います。

## VISION

時代の流れを先取りする、  
最高のクリエイションとライフスタイル提案を通じて、  
世界で最も愛されるグローバルグループを目指します。

## グループ行動基準

1. 公正・公平の精神と誠実さを大切に、情熱と責任を持って仕事に取り組みます。
2. 常に問題意識を持ち、自己研鑽に努め、柔軟な発想で積極的にチャレンジします。
3. 一人ひとりの個性を尊重し、コミュニケーションに努め、  
自分の役割を実行してチームに貢献します。
4. 心からのおもてなしで、お客様に感動と喜びをお届けし、お客様満足の向上に努めます。
5. ステークホルダーそれぞれの立場を尊重して相互利益の実現を図り、  
持続的な会社の成長に貢献します。
6. 社会と自然環境に心から感謝し、事業を通じて社会の発展に貢献します。

証券コード 3608  
2026年5月1日  
(電子提供措置の開始日 2026年4月30日)

株 主 各 位

東京都港区赤坂八丁目5番27号  
株式会社TSIホールディングス  
代表取締役社長 下 地 毅

## 第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催しますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に「第15期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.tsi-holdings.com/soukai.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

上記のほか、下記ウェブサイトにも掲載しております。

ネットで招集 <https://s.srdb.jp/3608/>



なお、当日のご出席に代えて、4ページに記載のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2026年5月21日（木曜日）午後6時00分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時	2026年5月22日（金曜日）午前10時（午前9時開場）
2. 場 所	東京都港区赤坂八丁目5番27号 住友不動産青山ビル東館 当社本社1階 プレスルーム
3. 会議の目的事項	
報告事項	1. 第15期（2025年3月1日から2026年2月28日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第15期（2025年3月1日から2026年2月28日まで） 計算書類報告の件
決議事項	
第1号議案	取締役5名選任の件
第2号議案	監査役1名選任の件
第3号議案	補欠監査役1名選任の件
第4号議案	一般財団法人TSIファッション未来財団の社会貢献活動支援を目的とした第三者割当による自己株式処分

以 上

- ~~~~~
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
  - ◎ 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。  
したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
    - ・業務の適正を確保するための体制
    - ・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
    - ・連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
    - ・連結計算書類の連結注記表
    - ・計算書類の株主資本等変動計算書
    - ・計算書類の個別注記表

## 議決権行使方法についてのご案内

ご出席の株主様へのお土産の配布はございませんのであらかじめご了承ください。

### 株主総会へのご出席



- 同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。また、資源節約のため、スマートフォン、タブレット等の、インターネット上の当社ウェブサイト等に記載しております、本株主総会資料を会場でご参照になれる機器をご持参くださいますようお願いいたします。
- 代理人によるご出席の場合は、ご出席株主様ご本人の議決権行使書とともに代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。代理人は、定款の定めにより本総会の議決権を有する他の株主1名様に限らせていただきます。

株主総会  
開催日時

2026年5月22日（金曜日）午前10時

### 書面による議決権行使



- 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- 当社は、インターネットにより議決権を行使することをお勧めしております。書面により議決権を行使される場合には、郵便事情等により、議決権行使書用紙が期限内に到達しない可能性もありますので、十分に余裕をもってご返送ください。

行使期限

2026年5月21日（木曜日）午後6時00分到着分まで

### インターネット等による議決権行使



議決権行使サイトにて各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年5月21日（木曜日）午後6時00分受付分まで

詳細は次頁をご参照ください。

#### ご注意事項

- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。
- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。



#### 「ネットで招集」のご案内

本招集ご通知の主要コンテンツをパソコン・スマートフォンでも快適にご覧いただけます。  
以下、ウェブサイトもしくはQRコードにアクセスしてご覧ください。



<https://s.srdb.jp/3608/>



## インターネット等による議決権行使のご案内

### QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

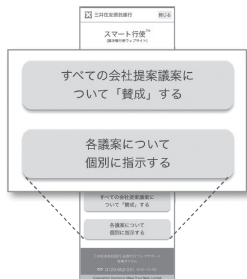
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

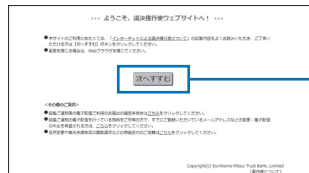
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

### 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

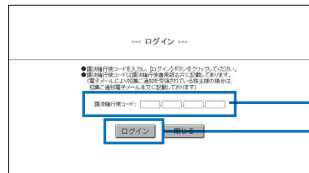
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

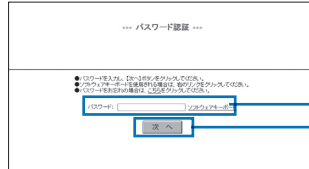
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

パソコン等の  
操作方法に関する  
お問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

### 議決権電子行使プラットフォームのご利用について

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合に限り、本総会における議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上

## 総会オンデマンド配信のご案内

本年度の株主総会におきましては、準備が整い次第事後の動画配信を行います。株主様専用のコンテンツとなっておりますので、以下のウェブサイトへアクセスし、表示される留意事項をご確認の上、ID及びパスワードのご入力をお願い申し上げます。

**配信開始予定日** 2026年6月頃

**配信URL** [https://v.srdb.jp/3608/2026soukai\\_vod/](https://v.srdb.jp/3608/2026soukai_vod/)

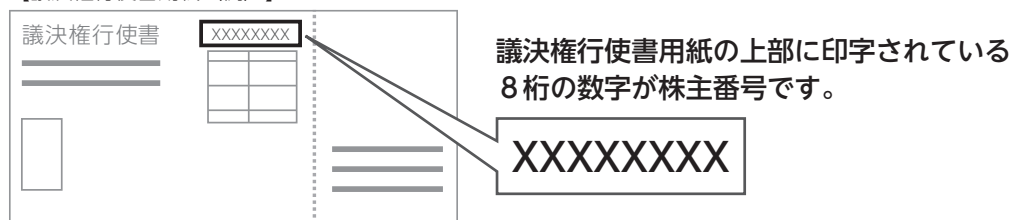


**ID :** 議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」(8桁の半角数字)

**パスワード :** 2026年2月末(基準日)時点における株主名簿上のご登録住所の「郵便番号」(ハイフンを除く7桁の半角数字)

※株主番号は、議決権行使書用紙に記載されています。

【議決権行使書用紙(例)】



<ご留意事項>

- ご使用のパソコン等の端末及びインターネットの接続環境並びに回線の状況等によりご視聴いただけない場合があります。
- 動画配信をご視聴いただく場合の通信料等につきましては、株主様のご負担となります。
- 何らかの事情によりオンデマンド配信を中止とする場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号		氏名	現在の当社における地位 及び担当	取締役会への 出席状況
1	再任	<small>しも</small> 下 <small>じ</small> 地 <small>つよし</small> 毅	代表取締役社長CEO	16回/16回 (出席率100%)
2	再任	<small>まえ</small> 前 <small>かわ</small> 川 <small>まさ</small> 正 <small>のり</small> 典	取締役COO	16回/16回 (出席率100%)
3	再任	<small>ない</small> 内 <small>とう</small> 藤 <small>みつる</small> 満	取締役CFO	16回/16回 (出席率100%)
4	再任	社外 独立 <small>た</small> 田 <small>なべ</small> 邊 <small>るみこ</small> るみ子	取締役	16回/16回 (出席率100%)
5	新任	社外 独立 <small>みぞ</small> 溝 <small>ぐち</small> 口 <small>まこと</small> 誠	—	—回/—回 (出席率—%)

候補者  
番号

1

しも  
下

じ  
地

つよし  
毅

再任

■生年月日

1964年12月28日生

■取締役会への出席状況

16回／16回（100%）

■所有する当社株式の数

46,518株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年1月 (株)上野商会 (現(株)T S I) 入社  
2004年11月 同社 取締役 商品部長  
2012年9月 同社 取締役執行役員 商品本部長  
2016年11月 同社 専務取締役執行役員 商品本部長  
2018年11月 同社 取締役社長 兼 商品本部長  
2019年6月 当社 執行役員  
2020年3月 当社 執行役員 第4事業カンパニー長  
2020年5月 当社 取締役 第4事業カンパニー長  
2020年7月 当社 取締役営業本部長 兼 同本部 第4事業カンパニー長  
2021年3月 当社 代表取締役社長 兼 (株)T S I 代表取締役社長  
2025年3月 当社 代表取締役社長 CEO 兼 (株)T S I 代表取締役社長 CEO (現任)

取締役候補者とした理由

長年にわたり(株)上野商会 (現(株)T S I) においてアパレル事業を中心とする会社経営及び事業の運営に携わり、豊富な経験と実績を有しているとともに、2021年3月からは当社及び当社の主要な事業子会社である(株)T S Iにおいて、代表取締役社長として当社の経営を担っております。その経験と実績を活かして取締役会の意思決定機能及び監督機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者  
番号

2

まえ  
前

かわ  
川

まさ  
正

のり  
典

再任

■生年月日

1964年3月11日生

■取締役会への出席状況

16回／16回（100%）

■所有する当社株式の数

4,683株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年7月 (株)サンエー・インターナショナル (現当社)入社  
2001年9月 同社 第1事業グループ ナチュラルビューティーベーシック事業部長  
2003年9月 同社 執行役員 第5カンパニー長  
2009年9月 同社 スタブジネス事業本部ナチュラルビューティーベーシック事業部長  
2010年9月 同社 執行役員 ナチュラルビューティーベーシック事業部長  
2010年11月 同社 取締役 執行役員  
2013年7月 当社 執行役員  
2014年3月 (株)サンエー・ビーディー (現(株)T S I) 代表取締役社長  
2020年3月 当社 執行役員 第1事業カンパニー長  
2020年3月 (株)ナノ・ユニバース (現(株)T S I) 代表取締役社長  
2021年3月 当社 執行役員 S C M部長 兼 (株)T S I S C Mディビジョン長  
2021年5月 当社 取締役 S C M部長 兼 (株)T S I 取締役 S C Mディビジョン長  
2023年3月 当社 取締役 プラットフォーム本部長 兼 (株)T S I 取締役 プラットフォーム本部長  
2025年3月 当社 取締役 COO 兼 (株)T S I 取締役 COO (現任)  
2025年9月 (株)デイトナ・インターナショナル 非常勤取締役 (現任)

取締役候補者とした理由

長年にわたり(株)サンエー・ビーディー (現(株)T S I) 等において代表取締役社長としてアパレル事業を中心とする会社経営及び事業の運営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。その経験と実績を活かして取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者  
番号

3

ない  
内

とう  
藤

みつる  
満

再任

■生年月日

1962年1月4日生

■取締役会への出席状況

16回／16回（100%）

■所有する当社株式の数

4,143株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2008年4月 (株)みずほ銀行 市川支店長  
2014年8月 当社入社 (株)T S I グループ・グランドスポーツ (現(株)T S I) 経営管理部長  
2019年5月 当社 管理本部 財務経理部長  
2019年6月 当社 執行役員 管理本部 財務経理部長  
2020年6月 当社 執行役員 財務経理部長  
2022年3月 当社 執行役員 コーポレート部長 兼 (株)T S I コーポレートディビジョン長  
2022年5月 当社 取締役 コーポレート部長 兼 (株)T S I 取締役 コーポレートディビジョン長  
2023年3月 当社 取締役 コーポレート本部長 兼 (株)T S I 取締役 コーポレート本部長  
2025年3月 当社 取締役 CFO 兼 (株)T S I 取締役 CFO (現任)  
2025年9月 (株)デイトナ・インターナショナル 非常勤取締役 (現任)

取締役候補者とした理由

金融機関において豊富な経験と実績を有しており、当社においても2019年6月より当社執行役員として、また2022年5月より当社取締役として、当社グループの経営に携わっております。その豊富な経験と知識を活かして、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者  
番号

4

た  
田

なべ  
邊

るみこ  
るみ子

再任

社外

独立

■生年月日

1969年12月5日生

■取締役会への出席状況

16回／16回（100%）

■所有する当社株式の数

2,049株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年4月 公認会計士登録  
2004年12月 アメリカンホーム・アジアランス・ジャパン (AIGグループ・現アメリカンホーム医療・損害保険株) 経理財務部長 コントローラー  
2014年10月 H O Y A (株) 財務部長  
2018年7月 同社 ビジョンケアカンパニー ファイナンス シニアマネジャー  
2020年6月 (株) Fast Fitness Japan 社外取締役 (監査等委員)  
2020年7月 田邊公認会計士事務所 代表 (現任)  
2020年9月 テクノプロ・ホールディングス(株) 社外監査役  
2022年9月 同社 社外取締役 (監査等委員)  
2023年5月 イオンモール(株) 社外監査役  
2023年5月 当社 社外監査役  
2025年5月 当社 社外取締役 (現任)  
2025年6月 (株)フジクラ 社外取締役 (監査等委員) (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

企業経営や会計・税務をはじめとする幅広い分野における豊富な経験と高い見識を有しております。2023年からは当社社外監査役として、当社グループ経営の健全性向上に貢献いただいております。会計・財務の豊富な実務経験と専門的視点を活かし、経営陣に対する助言を行うとともに、財務の透明性向上及び内部統制強化推進を期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、当社社外取締役在任期間は、本総会最終の時に約1年です。

候補者  
番号

5

みぞ  
溝

ぐち  
口

まこと  
誠

新任

社外

独立

### ■生年月日

1953年10月29日生

### ■取締役会への出席状況

一回／一回（一％）

### ■所有する当社株式の数

一株

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年3月 (株)レナウン 入社  
1987年4月 (同社)パリ駐在員事務所所長兼欧州担当就任  
1996年1月 (同社海外法人)レナウンイタリアS.p.A代表取締役就任  
1999年10月 (同社海外法人) アクアスキュータムLtd. 経営企画部長就任  
2005年1月 アクリスジャパン(株)CEO  
2007年8月 LVJグループジャパン(現LVMHジャパン) セリーヌジャパンカンパニー 営業本部長  
2014年1月 (株)デルヴォージャパンCEO  
2018年7月 ボルサリーノジャパン(株)CEO  
2019年1月 (株)マッケンキャリアコンサルタンツ パートナーエグゼクティブコンサルタント  
2022年5月 NPO法人GICSS研究会副理事長（現任）

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

1976年のレナウン入社以降、外資系ラグジュアリーブランドの日本法人CEOや営業本部長を歴任し、事業成長と主導してきた豊富な経営経験を有しております。ブランド戦略、マーケティングに関する高い知見と、グローバルな視点を活かし、当社の中長期的な企業価値向上とガバナンス強化に貢献いただくことを期待し、今回、新たに社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 田邊るみ子氏及び溝口誠氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。
  - 当社は、田邊るみ子氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。また、溝口誠氏は独立役員の候補者です。
  - 当社は、田邊るみ子氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低限度額です。田邊るみ子氏の再任及び溝口誠氏の新任が承認された場合、当社は当該責任限定契約を田邊るみ子氏と継続し、溝口誠氏とは新たに締結する予定です。
  - 取締役候補者が所有する当社株式数は、T S I 役員持株会及びT S I 社員持株会における2026年2月28日現在の持分を含めた実質持株数を記載しております。
  - 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を当社の負担により保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、各候補者の任期途中である2026年6月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

## 取締役候補者のスキルマトリックス

氏名	地位及び担当	各候補者の知識・経験等					
		企業経営	企業財務	リスク マネジメント	デザイン マーケ ティング	IT/DX サプライ チェーン	グローバル 多様性
下地 毅	代表取締役 社長 CEO	●			●		●
前川 正典	取締役 COO	●			●	●	
内藤 満	取締役 CFO		●	●	●		
田邊 るみ子	取締役		●	●			●
溝口 誠	取締役	●			●		●

- (注) 1. 上記「地位及び担当」の記載内容は、各候補者が本株主総会において選任された場合に予定されているものです。
2. チェックされている項目は、各候補者のすべての知識や経験を表すものではありません。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役岡田不二郎氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

やま ぐち よう こ  
山 口 陽 子

新任

社外

独立

### ■生年月日

1972年8月7日生

### ■取締役会への出席状況

一回／一回（一％）

### ■所有する当社株式の数

一 株

### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

2001年10月 沼田法律事務所 入所  
2003年9月 松田綜合法律事務所 入所  
2008年4月 松田綜合法律事務所 退所  
2014年3月 松田綜合法律事務所 入所  
2015年3月 (株)グローバルダイニング補欠監査役  
2016年7月 RIZAPグループ(株)入社 法務室 室長  
2019年4月 同社 法務部 部長  
2019年7月 RIZAP(株) 法務部 部長 兼任  
2020年4月 森永製菓株式会社 入社  
2024年10月 松田綜合法律事務所 入所（現任）

### 社外監査役候補者とした理由

弁護士としての専門的知見に加え、上場企業における法務部門の責任者として企業法務・コンプライアンス体制の整備に従事してきた豊富な経験を有しております。これらの知見を活かし、独立した立場から取締役の職務執行を監査し、当社のガバナンス強化及びリスク管理体制の向上に貢献いただくことを期待し、社外監査役として選任するものであります。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 山口陽子氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者です。  
3. 山口陽子氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者です。  
4. 山口陽子氏が監査役に選任され就任した場合は、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を社外監査役として締結する予定です。但し、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が定める最低限度額です。  
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を当社の負担により保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、候補者の任期途中である2026年6月1日に当該保険契約を更新する予定です。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりです。

つじ ひろ ゆき  
辻 裕 教

社外 独立

#### ■生年月日

1961年10月4日生

#### ■取締役会への出席状況

一回／一回（一％）

#### ■所有する当社株式の数

一 株

#### ■略歴、地位及び重要な兼職の状況

1986年4月 横浜地方検察庁検事  
2001年7月 内閣司法制度改革推進準備室参事官  
2013年7月 松江地方検察庁検事正  
2016年9月 法務省大臣官房長  
2019年1月 法務事務次官  
2021年9月 仙台高等検察庁検事長  
2023年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会）  
2023年10月 島田法律事務所客員弁護士（現任）  
2024年1月 東北医療福祉事業協同組合顧問（現任）  
2024年4月 学習院大学法科大学院教授（実務家教員）（現任）

#### 補欠の社外監査役候補者とした理由

長年にわたり司法及び行政に携わり、豊富な経験と高い見識を有しております。社外監査役に就任した場合は、司法・行政の豊富な実務経験と専門的視点を活かし、独立、公正な立場からの監査体制強化に資するのみならずコーポレート・ガバナンス全体に対する助言が期待されることから、引き続き補欠監査役候補者としてしました。

- (注) 1. 辻裕教氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 辻裕教氏は補欠の社外監査役候補者であり、就任した場合、(株)東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。
3. 辻裕教氏が監査役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定です。但し、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が定める最低限度額です。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を当社の負担により保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。辻裕教氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約は2026年6月1日に更新する予定であります。

## 第4号議案 一般財団法人TSIファッション未来財団の社会貢献活動支援を目的とした第三者割当による自己株式処分の件

### 1.財団の設立とその目的

当社は、「私たちは、ファッションを通じて、人々の心を輝かせる価値を創造し、明日を生きていく喜びを、社会と共に分かち合います。」という経営理念のもと、「ファッションエンターテインメントの力で、世界の共感と社会的価値を生み出す。」をパーパスとしてすべての事業活動を行っております。

当社は、ファッションを楽しむことで、より多くの人々の“幸せ”や“喜び”が街を彩る社会を実現したいという思いをもって事業活動を行っております。しかしながら、アパレル産業は、環境負荷や人権問題などそのサプライチェーンに多くの問題を抱えており、そのような事業活動に直結する負の影響に関する問題解決に向けて、企業として中期的な視点を持ってより注力し、誠実かつ健全な事業活動への注力を推進しています。

一方、将来のアパレル産業の振興を支える未来のファッション文化の醸成や、原材料を生み出す豊かな地球環境保全など、ファッションに関わる社会課題が存在します。長期的視点を持ち、これらの社会課題に取り組み、ファッション文化が繁栄する社会文化形成に向けて、高い公益性を持った社会貢献活動に取り組むことが、持続可能な企業成長を支えるものと考え、本財団設立に向けた検討を決定いたしました。

本財団は、ファッションに関するクリエイター志望であり、社会的又は経済的に困難な状況にある青少年、障がい者、女性等への奨学・助成、ファッションテキスタイル生産にかかわる環境保全・再生、ファッションを楽しむことができる健全な社会実現に資する地域貢献並びに人道的支援を予定しており、当社の長期的な成長を支えるファッション文化の醸成に寄与したいと考えております。

また、本財団の活動を通じて、多くの人々がファッションを通じて“幸せ”や“喜び”を享受する社会を実現することで、ファッション産業全体の市場成長や当社のブランド価値向上、人的資本の拡大による将来の従業員の創出にもつながら、当社グループの持続的な企業価値向上に寄与すると考えております。

### 2.自己株式の処分について

本財団がその目的に沿った活動を継続的、安定的に行うため、必要な活動原資を当社株式の配当により、拠出することを可能とするために、第三者割当による自己株式の処分を実施するものです。

財団設立に際し、運用金を当社寄付金等の拠出によって支援することも検討いたしましたが、寄付金等の拠出は当社グループの利益の減少となり、支援内容が業績動向に影響される懸念があります。当社は長年にわたり安定配当を継続しておりますので、本財団に対し自己株式を割り当てることにより、本財団は配当金として安定的な活動原資を得ることができます。

なお、本財団は保有株式の議決権を行使しない旨を定款で定めているため、本自己株式処分により本財団が保有する株式の議決権については将来にわたって行使しないものとします。

### 3. 処分条件等の合理性

本財団が、社会的または経済的な理由で困難な状況にあり、ファッション・芸術を学ぶための就学が限られている方々、ファッション産業に携わる地域の環境保全・再生、困難な状況にある地域社会への支援をすることを継続的、かつ安定的に実施していくために必要となる活動原資として処分数量の規模は合理的であると考えています。

加えて、本スキームでは、当面は本自己株式の処分による株式が株式市場へ流出することは考えられないため、本自己株式の処分による流通市場への影響は軽微であると考えております。

また、本自己株式の処分における株式の希薄化の規模は、2026年2月28日現在の発行済株式総数63,438,793株に対し0.99%（小数点以下第3位を四捨五入）と小規模なものであるため、株式市場への影響は軽微であると考えております。

上記の主旨、目的のために1株につき1円という払込金額は合理的であると考えております。

本議案は、会社法第199条及び第200条の規定に基づき、第三者割当による自己株式の処分に関し、募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、ご承認をお願いしたいと存じます。

#### 処分する自己株式の内容

(1)	処分する株式の種類及び数	普通株式630,000株
(2)	払込金額の下限	1株につき1円
(3)	払込金額の総額	630,000円
(4)	処分方法	第三者割当による処分
(5)	処分先	一般財団法人TSIファッション未来財団
(6)	処分期日	未定
(7)	決定の委任	上記に定めるもののほか、自己株式の処分の募集事項の決定に必要なその他一切の事項については当社取締役会の決議により決定いたします。

#### 財団の概要

(1)	名称	一般財団法人TSIファッション未来財団
(2)	所在地	東京都 港区
(3)	代表理事	下地 毅
(4)	活動内容	①ファッションの未来を担うクリエイターの育成を目的とした奨学・助成金事業 ②生物多様性等の環境保全・再生に寄与する取組の支援 ③ファッションを楽しむ健全な地域社会貢献や人道的支援
(5)	活動原資	今回割当を予定する当社株式からの配当金を活動原資とします。 また、活動原資の規模は年間約44百万円を予定しております。
(6)	設立年月	2026年6月(予定)

以上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2025年3月1日から2026年2月28日まで）における当アパレル業界は、日本国内においては賃上げ、高市新政権の経済政策への期待などのポジティブな材料があった一方で、継続的な物価上昇や記録的猛暑、日中関係の冷え込みによるインバウンド需要の減速等、ネガティブな材料もありました。その結果として、年度を通じて個人消費マインドは不安定要素がありながらも底堅く、マーケット状況は堅調に推移しました。

このような経営環境のもと当社グループは、2024年4月に公表した中期経営計画「TSI Innovation Program 2027（TIP27）」に基づき、前期より引き続き抜本的な収益構造改革及び成長戦略を推進しております。

売上高においては、「アヴィレックス」「ショット」を中心としたメンズブランドが好調に推移したこと、買収した(株)デイトナ・インターナショナルの売上高が下期より寄与したことなどのプラス影響がありました。一方で、前期に撤退又は売却した事業の分の減収、自社ECサイト「mix.tokyo」において新規顧客獲得に苦戦したこと等について、年度を通じてマイナスの影響がありました。

収益面においては、前期より取り組んでいる収益構造改革の成果として、仕入原価率の低減、過年度在庫の整理が一巡したことによる在庫の圧縮などにより、売上総利益率が前期比で1.1ポイント改善しました。また、販管費は前期より引き続きコントロールを徹底しており、既存事業の売上高が苦戦した中でも前期比0.5ポイントの改善となりました。

その結果、売上高については、1,670億85百万円（前期比6.7%増）、営業利益は43億25百万円（前期比164.4%増）、経常利益は54億40百万円（前期比162.0%増）となりました。また、当社グループの親会社株主に帰属する当期純利益は37億93百万円（前期比75.1%減）となりました。

セグメント別の売上の概況は次のとおりです。

区分	金額 (百万円)	構成比 (%)	前期比 (%)
アパレル関連事業	162,212	97.1	7.6
その他の事業	5,602	3.3	△16.1
調整額	△728	△0.4	△9.0
合計	167,085	100.0	6.7



### アパレル関連事業

当社グループのアパレル関連事業においては、前記の外部環境の影響により、主力ブランドの一部において販売が伸び悩んだことなどから、全体としては厳しい状況で推移しました。

その中でメンズブランドは好調であり、「アヴィレックス」において50周年企画や定番商品の販売が堅調に推移したほか、「ショット」はアウターに加えてシャツやカットソー、ボトムスも伸長しました。

アウトドアブランドの「アンドワンダー」も好調に推移し、インバウンド需要の取り込みが売上を下支えしました。

レディースブランドは全体として苦戦傾向であったものの、「フリーズマート」においてSNSの強化によりリアル店舗の客数増・売上伸長につながったほか、「アルページュストーリー」や「リランドチュール」において、コラボレーションやイベント施策による集客が奏功し堅調に推移するなど、好調なブランドも見られました。

ゴルフブランドにおいては、「ニューバランスゴルフ」の卸売が前年同期比で伸長しております。

セレクト業態では、「エルエイチピー」において人気ブランドの別注商品やオリジナル商品が好調に推移しました。また、第3四半期連結会計期間より連結対象となった(株)デイトナ・インターナショナルの主力業態である「フリークス ストア」でアウターを中心とした冬物衣料の販売が好調に推移したほか、梅春商材も堅調でした。

海外事業においては、米国市場は回復傾向にあるものの、消費者の価格感応度が高い状況が続いており、引き続き厳しい事業環境となっています。

この結果、アパレル関連事業の売上高は、1,622億12百万円（前期比7.6%増）となりました。



## その他の事業

その他の事業につきましては、主に傘の企画・製造・販売を行う(株)ウォーターフロントが、2025年12月に当社の完全子会社としてグループ入りしました。販売代行や人材派遣事業を営む(株)エス・グルーヴや、アパレル特化SaaS型求人サービス及び求人SNSプラットフォームの企画・運営を行う(株)READY TO FASHION、店舗設計監理や飲食事業を営む(株)プラックス、化粧品、香水、石鹸等の仕入及び販売を行うLaline JAPAN(株)などの事業により、売上高は56億2百万円（前期比16.1%減）となりました。

## 2. 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、主として店舗の新設、改装並びにITシステムの開発などによるもので、総額56億21百万円です。

## 3. 資金調達の状況

シンジケーション方式による短期コミットメントライン契約及び長期タームローン契約により資金調達を実施しました。

## 4. 対処すべき課題

当社グループは、「ファッションエンターテインメントの力で、世界の共感と社会的価値を生み出す。」というパーパスの実現に向けてサステナビリティ経営をすべての事業活動の礎としています。財務価値と非財務価値の両輪をもって、持続可能な事業成長を推進すべく2027年に向けた中期経営計画「TSI Innovation Program 2027(TIP27)」を策定し、前年度までは構造改革による「筋肉質な収益体質への転換」と「経営基盤の再整備」に注力してまいりました。最終年度となる本年度は、これまでの施策を確実に成果へと結びつけるべく営業利益75億円の目標を設定いたしました。この達成に向け、改革の定着化を図るとともに、次なる成長フェーズへの軌道を確認たるものにすべく、以下の課題に取り組んでまいります。

### 1. 収益構造改革の完遂と利益率の最大化

前年度までに構築した収益構造改革の仕組みをグループ全体へ完全に定着させ、外部環境の変化に左右されない高収益体質を確立します。

原価低減と需給管理の高度化という改革テーマにおいては、主要仕入先集約によるスケールメリットの最大化を図るとともに、新たなプライシングルールに基づいた適正価格販売を徹底・拡大しながら、過度な値引きを抑制し、売上総利益率の着実な向上を図ります。

販管費改善の改革テーマにおいては、前年度までで一通りの施策を実施しております。今年度は、店舗運営の効率性追求において、繁閑に応じた動的な人員配置や店舗間連携を深化させ、店舗一人当たりの生産性を高める運営モデルを確立します。また、システム刷新による効率化として、自社EC「mix.tokyo」および基幹システムのリニューアルを実現しており、これによるコスト効率改善を一段と進めてまいります。

## 2. ブランドポートフォリオの最適化と成長投資の加速

収益性の改善が軌道に乗ってきたことにより、今後は経営資源を成長領域へ重点配分し、売上高の再成長を加速させてまいります。特に、当事業年度に子会社化した㈱デイトナ・インターナショナルや㈱ウォーターフロントにつきまちは、シナジーの創出に取り組みます。

既存ブランドにおいては、成長ポテンシャルや収益性を評価した上で重点領域を特定し、マーケティングや出店といった成長投資を集中投下し、効果的な拡大を図ります。

デジタルビジネスの領域では、「mix.tokyo」の会員基盤を最大限に活用し、パーソナライズされた提案や店舗・ECの相互送客を強化することで、LTV（顧客生涯価値）の向上を図ります。また、「Daytona Park」は当社グループ最大の自社ECであり、さらなる成長の仕掛けと、グループシナジーの最大化に取り組んでまいります。

これらに加え、既存事業の枠を超えた成長機会を確保するため、新たな市場セグメントへの進出や、グループシナジーが見込めるM&A、新規事業の開発を積極的に進めてまいります。

## 3. 持続的な成長を支えるガバナンスと組織力の強化

構造改革の成果を一時的なものに終わらせず、持続的な企業価値向上を支える経営基盤を盤石にいたします。自律的なPDCAサイクルを確立し、整理・統一された経営管理プロセスの運用により、各事業部門が自律的に課題を早期発見・解決できる体制を目指します。

人的資本経営の推進として、適材適所の人員配置を継続するとともに、次代を担うリーダーの育成や、多様な人材がパーパスのもとに挑戦できる組織風土の醸成に取り組みます。

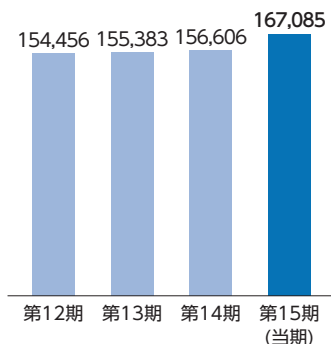
また、サステナビリティ指標の達成状況を管理し、非財務価値の向上を通じて、ステークホルダーからの信頼と期待に応えてまいります。

## 5. 財産及び損益の状況の推移

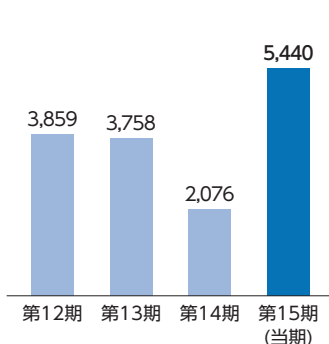
区分	第12期 (2023年2月期)	第13期 (2024年2月期)	第14期 (2025年2月期)	第15期(当期) (2026年2月期)
売上高 (百万円)	154,456	155,383	156,606	167,085
経常利益 (百万円)	3,859	3,758	2,076	5,440
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,063	4,849	15,230	3,793
1株当たり当期純利益 (円)	35.21	59.97	210.02	60.48
総資産 (百万円)	135,427	133,464	141,159	174,204
純資産 (百万円)	98,878	97,422	108,230	99,321

- (注) 1. 金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。(1株当たり当期純利益を除く)
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しています。なお、発行済株式数につきましては、自己株式を控除した株式数によっております。
3. 各期の1株当たり当期純利益を算定するための期中平均発行済株式数について、従業員持株会ESOP信託に信託された当社株式の数及び株式給付信託(BBT)に信託された当社株式の数を控除しております。

■ 売上高 (百万円)

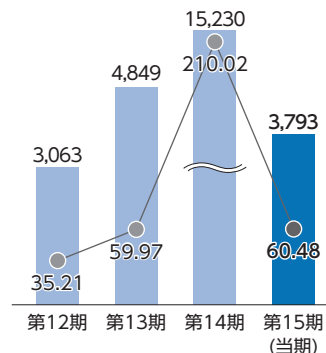


■ 経常利益 (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)

● 1株当たり当期純利益 (円)



## 6. 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

アパレル関連事業

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
(株) T S I	百万円 100	% 100.0	衣料品等の企画、製造、販売
(株) デイトナ・インターナショナル	百万円 10	100.0	ファッション・雑貨の企画製造販売
(株) ジ ャ ッ ク	百万円 10	100.0	衣料品等の企画、仕入、販売
(株) ア ル ペ ー ジ ュ	百万円 10	100.0	婦人服等の企画、製造、販売
(株) H Y B E S	百万円 10	100.0	婦人服等の企画、製造、販売
(株) ア ン ド ワ ン ダ ー	百万円 2	100.0 (100.0)	衣料品等の企画、製造、小売
HUF Worldwide, LLC	—	90.0 (90.0)	衣料品等の企画、製造、販売
MARGARET HOWELL LTD	千英ポンド 2,500	100.0 (100.0)	衣料品等の企画、製造、販売
台湾蒂斯愛股份有限公司	千ニュー台湾ドル 13,000	100.0	衣料品等の販売

## その他の事業

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
(株) エ ス ・ グ ル ー ヴ	百万円 100	100.0%	販売代行、人材派遣及び紹介事業
(株) ウ ォ ー タ ー フ ロ ン ト	百万円 10	100.0	傘の企画、製造、販売
L a l i n e J A P A N (株)	百万円 7	70.0	化粧品、香水、石鹸等の仕入、販売
(株) R E A D Y T O F A S H I O N	百万円 30	100.0	求人プラットフォームの開発・運営
(株) プ ラ ッ ク ス	百万円 20	100.0	店舗設計監理

- (注) 1. 資本金は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。  
 2. 出資比率の欄の( )内は、間接所有比率で内数です。  
 3. 当社は、2025年9月2日付けで(株)デイトナ・インターナショナルの全株式を、2025年12月1日付けで(株)ウォーターフロントの全株式を取得し、子会社といたしました。  
 4. HUF Worldwide, LLCは、当社の完全子会社であるTSI US HOLDINGS Co., Ltd.の子会社です。  
 5. HUF Worldwide, LLCは、LLCであり資本金が存在しないため、上表では資本金欄を「-」としています。なお、HUF Worldwide, LLCは単独の貸借対照表を作成しておりませんが、同社を唯一の子会社とするHUF Holdings, LLCの連結貸借対照表に表示されたMembers' Equityの金額は△17,799千米ドルです。  
 6. 事業年度末において特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## 7. 主要な事業内容 (2026年2月28日現在)

当社グループは、当社を持株会社として、ファッション・アパレル商品の製造販売に直接関係する事業であるアパレル関連事業と、これに附随する販売代行及び人材派遣事業、合成樹脂製品の製造販売事業、店舗設計監理事業、飲食事業並びに化粧品、香水、石鹸等の仕入及び販売事業などのその他の事業から構成され、当社、連結子会社21社及び持分法適用会社1社によりこれらの事業を展開しております。

## 8. 主要な営業所等（2026年2月28日現在）

### ① 当社の主要な営業所

会社名	名称	所在地
(株) T S I ホールディングス	本 社	東京都 港区

### ② 重要な子会社の主要な営業所等 アパレル関連事業

会社名	名称	所在地
(株) T S I	本 社	東京都 港区
(株) デイトナ・インターナショナル	本 社	東京都 渋谷区
(株) ジ ャ ッ ク	本 社	静岡県 牧之原市
(株) ア ル ペ ー ジ ュ	本 社	東京都 港区
(株) H Y B E S	本 社	東京都 港区
(株) ア ン ド ワ ン ダ ー	本 社	東京都 世田谷区
HUF Worldwide, LLC	本 社	アメリカ合衆国 カリフォルニア州
MARGARET HOWELL LTD	本 社	イギリス ロンドン市
台湾蒂斯愛股份有限公司	本 社	台湾 台北市

## その他の事業

会社名	名称	所在地
(株) エス・グループ	本社	東京都 港区
(株) ウォーターフロント	本社	東京都 渋谷区
L a l i n e J A P A N (株)	本社	東京都 港区
(株) READY TO FASHION	本社	東京都 港区
(株) プラックス	本社	東京都 港区

(注) 1. 当社は、2025年9月2日付けで(株)デイトナ・インターナショナルの全株式を、2025年12月1日付けで(株)ウォーターフロントの全株式を取得し、子会社といたしました。

2. HUF Worldwide, LLCは、アメリカ合衆国デラウェア州において登記されております。

## 9. 従業員の状況（2026年2月28日現在）

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,108名 (1,275名)	271名増 (31名増)

- (注) 1. ( )内は、臨時従業員数で、外数です。  
2. 出向者は、出向元を含めず、出向先を含めています。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
12名 (0名)	4名増 (0名)	56.7歳	18.7年

- (注) 1. ( )内は、臨時従業員数で、外数です。  
2. 出向者は、出向元を含めず、出向先を含めています。  
3. 平均年齢及び平均勤続年数は、臨時従業員を含めずに算定し、表示単位未満を四捨五入し表示しています。  
4. 平均勤続年数は、当社グループ内における勤続年数によって算定しています。

## 10. 主要な借入先（2026年2月28日現在）

借入先	借入金残高
シンジケートローン	43,500百万円
(株)みずほ銀行	442
三井住友信託銀行(株)	407

- (注) シンジケートローンは株式会社みずほ銀行を主幹事とする計3行の協調融資によるものです。

## 2 会社の株式に関する事項（2026年2月28日現在）

1. 発行可能株式総数 400,000,000株
2. 発行済株式の総数 59,089,497株（自己株式4,349,296株を除く）
3. 株主数 20,266名
4. 大株主

株主名	所有株式数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	80,955百株	13.70%
(株) ア ル ペ ン	35,971	6.09
日 本 生 命 保 険 (相)	34,735	5.88
(株) み ず ほ 銀 行	29,438	4.98
住 友 不 動 産 (株)	25,520	4.32
(株) 三 井 住 友 銀 行	21,888	3.70
(株) 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	20,712	3.51
(有) 理 貴	18,150	3.07
長 谷 川 文 彦	16,370	2.77
三 宅 正 彦	11,007	1.86

- (注) 1. 株数は、百株未満を切り捨てて表示しています。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して算出し、表示しています。

## 5. その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び株主還元策の一環として、会社法第459条第1項及び定款第39条の定めにより、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取締役会決議日	取得した期間	取得した株式の数	取得価格の総額
2024年10月11日	2025年3月3日～2025年3月24日	383,700株	446,541,600円
2025年7月23日	2025年7月24日～2025年7月25日	10,667,000株	11,999,995,700円
合計		11,050,700株	12,446,537,300円

(注)取得した株式の総数及び取得価格の総額には、2025年7月24日に開示済みの自己株式立会外取引(ToSTNeT-3)による自己株式の取得(10,660,000株、11,992,500,000円)が含まれております。

また、会社法第178条の規定により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

取締役会決議日	消却した日付	消却した株式の数	自己株式消却額
2024年10月11日	2025年4月30日	2,835,600株	2,462,548,464円
2025年7月23日	2026年1月30日	10,667,000株	11,207,496,890円
合計		13,502,600株	13,670,045,354円

- ② 当社は、2016年5月25日開催の定時株主総会の決議に基づき、役員に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT=Board Benefit Trust)」を導入いたしました。また、2021年5月28日開催の定時株主総会において再度「株式給付信託(BBT)」の報酬枠について決議しております。

当事業年度末日(2026年2月28日現在)に「株式給付信託(BBT)」に関して設定される信託(以下、「BBT信託」といいます。)が保有する当社株式数は474,800株であります。また、BBT信託が保有する当社株式については本項における自己株式に含まれておりません。

- ③ 当社は、2025年7月14日開催の取締役会において、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株会信託型ESOP」の再導入を決議いたしました。

当事業年度末日(2026年2月28日現在)に「従業員持株会信託型ESOP」に関して設定される信託(以下、「持株会信託」といいます。)が保有する当社株式数は354,600株であります。

また、持株会信託が保有する当社株式については本項における自己株式に含めておりません。

- ④ 当社は、2019年11月13日開催の取締役会の決議に基づき、当社及び当社子会社の従業員を対象として譲渡制限付株式付与制度を導入しました。

### 3 会社役員に関する事項（2026年2月28日現在）

#### 1. 取締役及び監査役の氏名等

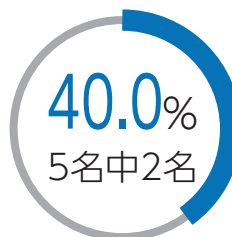
地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO	下地 毅	(株)TSI 代表取締役社長CEO
取締役COO	前川 正典	(株)TSI 取締役COO (株)デイトナ・インターナショナル 非常勤取締役
取締役CFO	内藤 満	(株)TSI 取締役CFO (株)デイトナ・インターナショナル 非常勤取締役
取締役 (社外取締役)	市川 奈緒子	(株)電通グループ 独立社外取締役
取締役 (社外取締役)	田邊 るみ子	田邊公認会計士事務所 代表 (株)フジクラ 社外取締役（監査等委員）

#### 取締役会の構成

■社外取締役比率



■女性取締役比率



地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
常勤監査役	百々和宏	(株)T S I 監査役 (株)デイトナ・インターナショナル 監査役 (株)アルページュ 監査役 (株)ジャック 監査役
監査役 (社外監査役)	岡田 不二郎	—
監査役 (社外監査役)	澤田 静華	澤田静華公認会計士事務所 代表 (株)ウィルグループ 社外監査役 (株)オプロ 社外監査役

- (注) 1. 田邊るみ子氏は、2025年5月23日開催の第14期定時株主総会の終結の時をもって監査役を退任し、新たに取締役として選任され就任いたしました。
2. 押木源弥氏、西村豊氏及び岩本朗氏は2025年5月23日開催の第14期定時株主総会の終結の時をもって取締役を退任いたしました。
3. 取締役のうち市川奈緒子氏及び田邊るみ子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。当社は、各氏について、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
4. 監査役のうち澤田静華氏は公認会計士及び税理士として、財務及び会計・税務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役のうち岡田不二郎氏及び澤田静華氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。当社は、各氏について、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
6. 取締役のうち市川奈緒子氏は、(株)電通グループ社外取締役に2025年3月28日付で就任しておりますが、(株)電通グループと当社の間には特別な利害関係はありません。
7. 取締役のうち田邊るみ子氏は、(株)フジクラ社外取締役（監査等委員）に2025年6月27日付で就任しておりますが、(株)フジクラと当社の間には特別な利害関係はありません。

## 2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は当社（当社子会社を含む）の取締役、監査役並びに当社（当社子会社含む）が採用する執行役員制度上の執行役員（設立した国の法律によりこれらの者と同様の地位にある者を含む）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することになる、業務として行った行為に起因する法律上の損害賠償及び争訟費用としての損害（株主代表訴訟により会社に対して負担する法律上の損害賠償によるものを含む）を補填することとしております。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には、補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

## 3. 取締役及び監査役の報酬等の額

### (1)基本方針

当社は、2024年4月12日開催の取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり定めております。

- ① 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針にかかる事項
  - ・ 各取締役の報酬は基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬である株式報酬から構成する。
  - ・ 当社が別途設置する指名報酬諮問委員会において、年度の業績、中長期的な企業価値の向上及び持続的成長に向けた進捗を勘案した協議を踏まえ、取締役会において最終的に決定する。
- ② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）
  - ・ 当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、まず標準報酬として、その基本となる総額を、当社取締役会が定める「役員報酬規程」及びその細則（以下、「役員報酬規程」という。）に基づき、各取締役の役位及び職責に基づき設定されるポジションバリューを踏まえて決定する。
  - ・ 当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、標準報酬の50%を基準としてその額を決定する。
  - ・ また、社外取締役の基本報酬についても月例の固定報酬とし、各取締役の役割及び責任に応じて他社水準及び当社の業績についても考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

- ③ 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）
- ・ 業績連動報酬等は、連結会計年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した業績連動報酬及び成果配分賞与で構成する。
  - ・ 業績連動報酬は、標準報酬の30%について各連結会計年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合い及び各取締役の役位と職責に応じて個別に設定される個人目標の達成度合いに応じて、一定の係数を乗じて算出された額を翌連結会計年度の各月において基本報酬と合わせて支給されることとする。
  - ・ 成果配分賞与については連結税金等調整前当期純利益が年度予算を超過した場合に限り、当該超過額に対してその一定割合を取締役会決議に基づき年度決算確定後に各取締役へ支給する。
  - ・ 非金銭報酬等は、2021年5月28日開催の第10期定時株主総会において再決議した業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」に基づく株式報酬とし、各事業年度末日における当社株価の終値を基準として、標準報酬（年額）の20%を株式にて支給する。
- ④ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
- ・ 報酬水準及び種類別の報酬割合については、原則として基本報酬50%、業績連動報酬（成果配分賞与を除く）30%及び非金銭報酬としての株式連動報酬20%とし、これを変更する場合は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業における方針や実績を参考として指名報酬諮問委員会において検討を行う。
  - ・ 取締役会（取締役会から委任を受けた代表取締役社長）はかかる原則に基づいて取締役の個人別の報酬等の内容を決定する。また、これを変更する場合においては、指名報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で変更を行う。
- ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
- ・ 個人別の報酬額は、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び業績連動報酬の額並びに成果配分賞与の支給がある場合はその配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、2017年5月26日開催の第6期定時株主総会において承認された取締役報酬総額の範囲内で且つ当該答申の内容に従って決定をしなければならない

こととする。

- ・ 株式給付信託（BBT）に基づく株式報酬は2021年5月28日開催の第10期定時株主総会における決議内容に基づいて検討することとする。
- ・ 指名報酬諮問委員会は当社代表取締役社長及び社外取締役により構成されることとする。

#### (2) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の報酬額の決定に際して、定時株主総会後の取締役会にて、代表取締役社長下地毅氏に対し、当期の各取締役に対する報酬及び賞与額の決定を株主総会で承認いただいた報酬限度額の範囲内で決定することを一任しております。

これらの権限を代表取締役に委任した理由は、代表取締役が当社を取り巻く環境及び当社の経営状況等につき当社内で最も熟知しており、総合的な視点から取締役の報酬額を決定できると判断したためです。

また、代表取締役社長は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づいて、指名報酬諮問委員会(構成員の過半数を社外取締役が占める)における審議を経たうえで、各取締役の個人別の報酬を算定していることから、取締役会はその内容が適切であると判断しております。

#### (3) 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等に関する事項は（1）基本方針③業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針のとおりです。

また、業績連動報酬及び成果配分賞与に係る各指標の選択理由ですが、業績連動報酬においては、本業における儲けを示す連結営業利益、そして成果配分賞与においては期間の最終損益である連結税金等調整前当期純利益を採用し、これらをバランス良く評価することが当社の成長のために不可欠であると考えているためです。

なお、当連結会計年度における各指標の実績は連結計算書類のうち「連結損益計算書」に記載のとおりです。

#### (4) 非金銭報酬等の内容に関する事項

当社は、取締役（社外取締役を除く）を対象とする株式報酬制度として、株式給付信託（BBT(=Board Benefit Trust)、以下、「本信託」といいます。)を設定しています。

本信託の対象期間は2016年7月29日から本信託が終了するまでであり、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、当社の業績達成度等により定まる数のポイントが対象役員に対して付与されます。各対象役員の退任時に、付与されたポイントに相当する当社株式及び当社株式の時価に相当する金銭を給付します。当事業年度における付与されたポイントに相当する当社株式及び当社株式の時価に相当する金銭の給付はありません。

なお、ポイントの付与を受けた対象役員であっても、株主総会において解任の決議をされた場合及び当該役員に役員としての義務の違反があったことに起因して退任した場合には、指名報酬諮問委員会で協議し、取締役会で決議のうえ、給付を受ける権利を取得できない場合があります。

#### (5)取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	員数	基本報酬	業績連動報酬等	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (4名)	92百万円 (22百万円)	25百万円 (—)	1億17百万円 (22百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	34百万円 (16百万円)	—	34百万円 (16百万円)

- (注) 1. 金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。
2. 取締役の報酬等の総額は、2017年5月26日開催の第6期定時株主総会の決議により、年額5億円以内（うち社外取締役分は年額40百万円以内）と定められています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は2名）です。
3. 監査役の報酬等の総額は、2012年5月24日開催の第1期定時株主総会の決議により、年額50百万円以内と定められています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は3名）です。
4. 使用人兼務取締役の使用人分給与はありません。
5. 上記支給金額のほか、2016年5月25日開催の第5期定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)に対して、2. に記載の取締役の報酬とは別枠で、非金銭報酬である業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」の導入を決議いただき、また、2021年5月28日開催の第10期定時株主総会において再決議いただいております。同制度で定める役員株式給付規程に基づき、必要資金として100百万円（3事業年度）を上限として金銭を拠出しております。なお、第5期定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役は2名）、第10期定時株主総会終結時点での取締役の員数は7名（うち社外取締役は3名）です。
6. 当期においては、株式給付信託 (BBT) に基づくポイントとして、取締役（退任した取締役を含み、社外取締役を除く）に対して合計50,381ポイントを付与いたしました。

## 4. 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係  
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

役職氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 市川奈緒子	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、経営コンサルタントとして、また、幅広い分野における経営及び事業の運営における豊富な経験と実績を通じて培われた高い見識から議題の審議にあたり、取締役会における意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしています。
取締役 田邊るみ子	当事業年度に開催された取締役会16回（ただし、うち4回は社外監査役として出席）、監査役会3回にそれぞれ出席し、企業経営や会計・税務をはじめとする幅広い分野における豊富な経験と高い見識から、監査役としては議題の審議にあたり経験と見識に基づく客観的な意見を適宜述べるとともに、取締役会としては取締役会における意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしています。
監査役 岡田不二郎	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回、監査役会13回のうち12回にそれぞれ出席し、議題の審議にあたり、経験と見識に基づく客観的な意見を適宜述べています。
監査役 澤田 静華	当事業年度に開催された取締役会16回全てに、また、監査役会13回全てにそれぞれ出席し、議題の審議にあたり、経験と見識に基づく客観的な意見を適宜述べています。

### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役2名及び社外監査役2名全員との間で、それぞれ会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任限度額は、いずれの契約においても、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額です。

## 4 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### 2. 報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 99百万円

- (注) 1. 監査役会は会計監査人の報酬等について、過年度の監査時間の実績及び監査報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計を記載しています。

### 3. 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

1億27百万円

### 4. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるデュージェンス業務について対価を支払っております。

### 5. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の解任又は不再任の可否については、会計監査人の適格性、独立性及び職務の遂行状況等を総合的に勘案し、検討を行います。その結果、解任又は不再任が妥当と判断した場合、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提案いたします。

## 5 業務の適正を確保するための体制

### 1. 当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び当社グループ会社は法令遵守を経営の基本方針とし、顧問弁護士や会計監査人などの専門家との連携を深めるとともに、取締役会・監査役会・当社代表取締役の諮問機関であるリスク・コンプライアンス委員会・コンプライアンス所管部門のそれぞれの役割を高めることによって、コーポレート・ガバナンスの一層の強化とコンプライアンスの実現を図るものとしします。
- ② 当社は、当社及び当社グループ会社の取締役会・監査役会をはじめグループ全体、当社内及び当社グループ会社内の重要な会議をとおして、当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確認するとともに、相互のチェックによる内部統制機能の強化を図ります。

### 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び当社グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 当社は、文書管理規程をはじめ、関連規程（取締役会規程、稟議規程等）に基づき、各種議事録、稟議書、証憑などを各担当部署で適正に保存、管理します。
- ② 関係会社管理規程に基づき、当社グループ会社の取締役に、当社グループ会社における取締役会等各種会議の議事録の写し等の文書を当社に提出させること等により、当社グループ会社における職務執行に係る事項を報告させます。また、当該提出を受けた文書については当社担当部署で適正に保存、管理します。また、当該資料は当社の取締役及び監査役が常時閲覧可能とします。

### 3. 当社及び当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社及び当社グループ会社の経営全般に関するリスクを把握し、リスク管理体制を整備、強化するためにリスクマネジメント規程を定めます。
- ② 当社は、リスクマネジメント規程に則り、当社グループ全体のリスクを調査・把握し、その管理を行うリスクコンプライアンス委員会及びその事務局となるリスクマネジメント担当

---

部門を設置するとともに、当社及び当社グループ会社の各部門は関連規程に則り、自部門のリスクを調査、把握し、各部門責任者においてその管理を行います。

- ③ 当社は代表取締役社長に直属する部署として内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき当社グループ会社における業務監査の状況を評価するとともに、必要に応じて直接業務監査を実施します。

#### 4. 当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社取締役会は月1回の定時開催のほか必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、遅滞なく重要案件を審議する体制を確保します。また、当社グループ会社の取締役会は各社の事情に応じつつ法令を遵守して定期的開催のほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、遅滞なく重要案件を審議する体制を確保します。
- ② 当社及び当社グループ会社の各取締役は、取締役会規程、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程に則り、役割と権限を明確に分担して職務を遂行します。
- ③ 当社代表取締役社長の諮問機関として経営会議等を置き、当社及び当社グループ会社における重要案件はこれら会議の迅速かつ慎重な審議を経て当社取締役会、代表取締役社長の決議・決裁に付します。
- ④ 当社においては執行役員制度を採用し、その一部を主要なグループ会社社長と兼務させることによって、当社グループ全体の業務執行の迅速化、経営資源の集中と責任の明確化を推進します。

#### 5. 当社及び当社グループ会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、各種基本方針、グループ倫理規程、コンプライアンス規程、TSIホールディングスグループ行動規範及び関係会社管理規程に則り、当社及び当社グループ会社の役職員が遵守すべき事項を周知徹底します。
- ② 当社グループにおけるコンプライアンス体制を有効に機能させるために、当社及び当社グループ会社における規程及び組織の整備を図るとともに研修等の実施により啓蒙に取り組みます。

- 
- ③ 当社は、公益通報者保護規程等により、当社及び当社グループ会社におけるコンプライアンス体制を有効に機能させ、コンプライアンス経営への取り組みを強化します。

## 6. 当社グループ企業全体における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、関係会社管理規程に則り、当社グループ会社の管理、運営を行うとともに、当社役員は、当社グループ会社の重要会議に出席し、適正な指導等を行います。
- ② 当社は、職務権限規程において、当社グループ会社における各決裁事項のうち当社取締役会で決裁する事項及び当社取締役会へ報告すべき事項を定め、この規程に従い当社グループ会社の管理を行います。

## 7. 監査役の職務を補助する使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性の確保に関する事項、及び監査役から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合は、その使用人の選任、報酬及び人事異動には監査役会の同意を要することとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に努めます。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人は、他の業務に優先して監査役の職務の補助業務に従事します。

## 8. 当社の取締役及び使用人並びに当社グループ会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱を受けないことを確保するための体制その他の当社監査役への報告に関する体制

- ① 当社の取締役及び使用人並びに当社グループ会社の取締役及び使用人は取締役会及びその他重要な会議にて、法定の事項に加えて当社及び当社グループ会社の業務の執行状況及び経営に大きな影響を及ぼす重要課題について、定時又は随時に直接又は当社担当部署若しくは当社グループ会社監査役を通じて当社監査役に報告します。
- ② 当社監査役と当社の重要な使用人並びに当社グループ会社の取締役、監査役及び重要な使用人とは、定時又は随時に情報交換する機会を設けます。
- ③ 当社及び当社グループ会社各社は、内部通報窓口及びその他の手段により直接又は当社が

---

設置する社内外の通報窓口を通じて間接に当社監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制を整備します。

## 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査役は、「監査役監査基準」に基づき定期的に当社の取締役、当社の会計監査人とそれぞれ意見交換会を開催します。
- ② 当社監査役は、当社及び当社グループ会社に対する監査の実施にあたり、必要に応じて外部専門家等を活用します。
- ③ 当社監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払又は償還等の請求をした時は、担当部門において当該費用又は債務が当該監査役の職務の遂行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

## 10. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、当社グループで働く全員が遵守すべき行動規範として、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、不当、不法な要求には一切応じず、また、取引関係を含めた一切の関係を持たないものとしています。さらに、外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行います。

## 6 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### 1. コンプライアンスに対する取り組みの状況

当社及び当社グループ会社はグループ倫理規程、コンプライアンス規程、TSIホールディングスグループ行動規範及び関係会社管理規程に基づき、コンプライアンス研修等の社内教育を通じて法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行うほか、グループ社内報等を通じてコンプライアンスに関わる情報を発信し、定期的に意識の向上を図っています。当事業年度においては、ハラスメントに関する研修の実施や、当社グループの事業に関係が深い法改正の教材提供などを実施しました。また、当社及び当社グループ会社の従業員及び取引先からの相談・通報を受け付ける内部通報窓口を当社コンプライアンス所管部門及び外部弁護士事務所の双方に設置することにより、不正や法令違反の早期発見及び未然防止に努めています。

### 2. リスクマネジメントに対する取り組みの状況

当社及び当社グループ会社はリスクマネジメント規程及び関連規程に基づき、潜在リスクの洗い出し、分析、対応策の検討等を行うとともに、当社監査役会、当社代表取締役社長直轄の内部監査室及びコンプライアンス所管部門が連携してリスク管理状況の評価及び監査を行っています。また、当社グループを取り巻く環境の変化に伴い、直面するリスクの態様もさまざまに変化していることを踏まえ、それらに対応する方針の策定や規程整備等に努めています。あわせて、大規模災害等が発生した場合に備え、緊急連絡体制の構築、備蓄品の整備等の緊急時の体制を整備しています。

### 3. 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取り組みの状況

当社コンプライアンス所管部門並びに内部監査室の指導・監査のもと、当社グループ会社の経営管理部門が中心となって経営管理体制を整備・統括するとともに、各グループ会社で定める決裁権限規程に基づき、経営上の重要な事項については当社取締役会における決議又は報告を義務づけています。また、定期的に経営会議及び部門長会議を開催し、当社監査役も同席のうえ、グループ全体に関係する事項の報告及び検討を行うことによりグループ全体の課題の共有にも努めています。

---

#### 4. 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組みの状況

当社取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しています。定時取締役会は取締役会規程に基づき原則として毎月1回開催しており、当事業年度においては取締役会を計16回開催しました。取締役会においては経営上の重要事案について審議するとともに、業務執行の状況について報告を受けており、意思決定及び監査の実効性を確保しています。また、決裁権限規程に基づき決裁事項の重要性に応じて当社及び当社グループ会社の各階層に適切に決裁権限を付与すること、経営会議及び部門長会議において情報の共有と審議を行うこと等により、意思決定の効率化を図るとともに当社取締役会が重要事項に集中して充実した審議がなされる体制を整備しています。

#### 5. 監査役監査の実効性の確保に対する取り組みの状況

当社監査役会は、社外監査役2名を含む3名の監査役で構成されています。定時監査役会は監査役会規程に基づき原則として毎月1回開催しており、当事業年度においては監査役会を計13回開催しました。監査役会においては監査に関する重要な事項についての確認、報告の他、重要な会議に関する議論・審議を行うとともに、内部監査を行う内部監査室と連携し、当社及び当社グループ会社の取締役との情報交換等を通じて、業務運用状況の把握に努めるとともに、監査の実効性を確保しています。

---

## 7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は企業価値の長期的な向上を図りつつ安定的な配当水準を維持することを重要な基本方針としており、当該基本方針を前提に還元水準として、配当性向30%以上を指標とし、経営環境、業績、財務の健全性等を総合的に勘案したうえで、株主の皆様への利益還元を図ってまいります。

また、PBRやROE向上の観点から、中期経営計画の期間中（2025年2月期から2027年2月期まで）は150億円を超える自己株式取得と、同期間最終年度までにDOE 4%以上を目指します。

また、内部留保については、新規出店等の設備投資並びに新規ブランド及び新事業の開発等、資本効率の向上に資する投資に充当し、企業価値の向上を図ることを基本方針としています。自己株式の取得、処分及びその活用につきましては、当社グループの成長発展に資する資本政策並びに株主還元策の一環として検討し、時宜に合った決定をしてまいります。

当期の配当金は、定款第39条の定めに基づく取締役会の決議により、1株当たり40円とさせていただきます。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>79,682</b>	<b>流動負債</b>	<b>35,190</b>
現金及び預金	28,478	支払手形及び買掛金	10,566
売掛金	13,855	短期借入金	7,637
商品及び製品	29,721	1年内返済予定の長期借入金	5,552
仕掛金	451	リース負債	1
原材料及び貯蔵品	669	未払金	3,813
その他金	6,537	未払法人税等	1,483
貸倒引当金	△31	契約負債	524
<b>固定資産</b>	<b>94,522</b>	賞与引当金	768
<b>有形固定資産</b>	<b>7,394</b>	株主優待引当金	100
建物及び構築物	5,426	資産除去債務	101
機械装置及び運搬具	11	その他	4,640
土地	678	<b>固定負債</b>	<b>39,693</b>
リース資産	9	長期借入金	31,621
その他	1,268	リース負債	3
<b>無形固定資産</b>	<b>39,970</b>	繰延税金負債	2,477
のれん	32,238	役員退職慰労引当金	31
商標	2,306	退職給付に係る負債	982
その他	5,424	資産除去債務	3,266
<b>その他の資産</b>	<b>47,157</b>	その他	1,309
投資有価証券	28,628	<b>負債合計</b>	<b>74,883</b>
長期貸付金	42	<b>(純資産の部)</b>	
敷金及び保証金	9,207	<b>株主資本</b>	<b>86,400</b>
繰延税金資産	1,078	資本金	15,000
投資不動産	2,237	資本剰余金	3,259
その他	6,016	利益剰余金	73,374
貸倒引当金	△53	自己株式	△5,233
		その他の包括利益累計額	12,920
		その他有価証券評価差額金	11,281
		為替換算調整勘定	1,662
		退職給付に係る調整累計額	△24
<b>資産合計</b>	<b>174,204</b>	<b>純資産合計</b>	<b>99,321</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>174,204</b>

## 連結損益計算書

(2025年3月1日から  
2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

科目		金額	
売上	上		167,085
販売	上		75,627
営業	上		91,458
営業	上		87,132
営業	上		4,325
営業	上		
営業	上	926	
営業	上	195	
営業	上	918	2,040
営業	上		
営業	上	257	
営業	上	668	925
営業	上		5,440
営業	上		
営業	上	4	
営業	上	3,364	
営業	上	101	3,470
営業	上		
営業	上	25	
営業	上	1,878	
営業	上	1	
営業	上	37	
営業	上	365	
営業	上	481	2,790
営業	上		6,120
営業	上	2,527	
営業	上	117	2,645
営業	上		3,475
営業	上		318
営業	上		3,793

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から  
2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年3月1日残高	15,000	16,929	74,140	△6,160	99,908
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△4,559		△4,559
親会社株主に帰属する当期純利益			3,793		3,793
自己株式の取得				△12,874	△12,874
自己株式の処分				132	132
自己株式の消却		△13,670		13,670	－
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△13,670	△765	927	△13,507
2026年2月28日残高	15,000	3,259	73,374	△5,233	86,400

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非 株 主 持 分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
2025年3月1日残高	6,273	1,776	△52	7,997	325	108,230
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△4,559
親会社株主に帰属する当期純利益						3,793
自己株式の取得						△12,874
自己株式の処分						132
自己株式の消却						－
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	5,008	△113	28	4,923	△325	4,598
連結会計年度中の変動額合計	5,008	△113	28	4,923	△325	△8,909
2026年2月28日残高	11,281	1,662	△24	12,920	－	99,321

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

#### 連結の範囲の注記等

##### 1. 連結の範囲に関する事項

###### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	21社
主要な連結子会社の名称	(株)TSI (株)デイトナ・インターナショナル HUF Holdings, LLC

###### (連結の範囲の変更)

当連結会計年度において、当社は、保有する(株)TSIソーイング株式のすべてを譲渡したことにより、同社を連結の範囲から除外しています。

当社は、保有するEfuego Corp.株式のすべてを譲渡したことにより、同社を連結の範囲から除外しています。

当社は、(株)トスカバノック株式のすべてを譲渡したことにより、同社及びその子会社であるVan Nang Banok Co.,Ltd.を連結の範囲から除外しています。

AVIREX SHANGHAI TRADING CO.,LTD.の清算終了により、連結の範囲から除外しています。

東京スタイル香港有限公司は、重要性が乏しくなったことにより、連結の範囲から除外しています。

(株)東京スタイルの清算終了により、連結の範囲から除外しています。

当社は、(株)デイトナ・インターナショナルのすべての株式を取得したため、同社を連結の範囲に含めています。

当社は、(株)ウォーターフロントのすべての株式を取得したため、同社を連結の範囲に含めています。

###### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 東京時裝（啓東）有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しています。

## 2. 持分法の適用に関する事項

### (1) 持分法適用の関連会社の数 1社

主要な会社等の名称 RICHARD HENDRIX LLC

### (2) 持分法を適用していない主要な非連結子会社の名称

会社等の名称 東京時装（啓東）有限公司

(持分法を適用していない理由)

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しています。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、TSI US Holdings Co.,Ltd.及び台湾蒂斯愛股份有限公司の決算日は12月31日です。

連結計算書類の作成にあたっては、各社の12月31日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

連結子会社のうち、HUF Holdings, LLC及びHUF Worldwide, LLCの事業年度は年52週間で、決算日は12月31日に最も近い土曜日です。

連結計算書類の作成にあたっては、各社の2026年1月1日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

連結子会社のうち、SANEI INTERNATIONAL USA LLCの決算日は6月30日です。

連結計算書類の作成にあたっては、同社の12月31日現在の四半期財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

## 重要な会計方針

### 1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)

市場価格のない株式等 ……………移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブの評価方法… 時価法

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益  
原材料 性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しています。

貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づ  
く簿価切下げの方法）を採用しています。

### 2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………主として定率法を採用しています。ただし、1998年4月1日以  
降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以  
降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用し  
ています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 3～50年

その他 2～20年

(2) 無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

ソフトウェア 5～10年

商標権 10年

(3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用し  
ています。

### 3. 重要な引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。また在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しています。

#### (2) 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しています。

#### (3) 株主優待引当金

当社は、株主優待制度に基づき、将来の株主優待券の利用による費用の発生に備えるため、一部の連結子会社の過去の実績を基礎にして当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

#### (4) 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しています。

### 4. 退職給付に係る会計処理の方法

#### (1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

#### (2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しています。

#### (3) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

### 5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### アパレル関連事業

アパレル関連事業は、主に衣料品の企画、製造、販売等を行っております。このような商品及び製品の販売について、小売事業においては、商品及び製品の引渡時点において、顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、引渡時点で収益を認識しています。また、卸売及びEC事業においては、商品及び製品の支配が顧客に移転するまでの期間が通常の間であるため、出荷時点で収益を認識しています。

一部の連結子会社が運営するポイント制度において、顧客に付与したポイントを履行義務として識別し、取引価格の配分を行い、契約負債を計上しており、顧客のポイント利用時に収益を認識しています。

### その他の事業

その他の事業は、飲食事業等を行っております。このような商品及び製品の販売については、商品及び製品の引渡時点において、顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、引渡時点で収益を認識しています。

なお、いずれの取引においても、取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1か月で受領しており、重要な金融要素は含まれていません。

#### 6. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めています。

#### 7. 重要なヘッジ会計の方法

##### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。

なお、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しています。

##### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建買掛債務及び外貨建予定取引

b ヘッジ手段……………金利スワップ

- ヘッジ対象……………借入金の利息
  - c ヘッジ手段……………通貨スワップ
  - ヘッジ対象……………外貨建借入金
- (3) ヘッジ方針  
内部規程である「デリバティブ管理規程」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしています。
- (4) ヘッジの有効性評価の方法  
為替予約については、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、同一通貨建てによる同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しています。  
また、振当処理によっている通貨スワップ及び特例処理によっている金利スワップについては、決算日における有効性の評価を省略しています。
8. のれんの償却方法及び償却期間  
のれんの償却については、その投資効果の発現する期間を個別に見積り、20年以内の合理的な期間で均等償却を行っています。
9. その他連結計算書類作成のための重要な事項  
グループ通算制度の適用  
当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しています。

## 会計方針の変更

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しています。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しています。

## 会計上の見積り注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表において、繰延税金資産1,078百万円を計上しています。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日)に定める会社分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しています。計上に当たっては、将来計画に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りを行っています。

将来計画に基づく一時差異等加減算前課税所得は、当社及び連結子会社ごとの事業計画を基礎としつつ、課税所得の実績を勘案して、現状の損益状況が安定的に継続すると仮定して見積もっています。

上記の仮定は、外部環境の変化等により影響を受ける可能性があり、仮定の見直し等が必要となった場合には翌連結会計年度の繰延税金資産の金額に影響を与える可能性があります。

## 追加情報

(「従業員持株会信託型E S O P」)

当社は、2025年7月14日開催の取締役会決議に基づき、福利厚生の一環として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株会信託型E S O P」を再導入しています。

①取引の概要

当社は、「T S I社員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入する当社グループ社員のうち、一定の要件を充足する者を受益者とする信託(以下、「持株会信託」といいます。)を設定しました。

持株会信託は2025年8月より5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、借入により調達した資金で予め取得しました。その後、持株会による当社株式の取得は、持株会信託により行います。なお、当社は、持株会信託の当該借入に対し補償を行っています。

## ②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により、純資産の部に自己株式として計上しています。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末396百万円、354千株であります。

## ③総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末 407百万円

### 〔株式給付信託（ＢＢＴ）〕

当社は、2016年5月25日開催の第5期定時株主総会決議に基づき、当社の取締役及び委任型執行役員並びに当社グループの取締役（以下、「対象役員」といいます。）に対する業績連動型の株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ）」を導入しています。

#### ①取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、対象役員に対して、役員株式給付規程に基づき、業績達成度等に応じて付与されたポイントに相当する当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が信託を通じて給付される報酬制度です。

なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時とします。

## ②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により、純資産の部に自己株式として計上しています。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末267百万円、474千株です。

## 連結貸借対照表注記

1. 記載金額は百万円単位とし、百万円未満の端数は切捨てて表示しています。

2. 有形固定資産の減価償却累計額	14,449百万円
3. 投資不動産の減価償却累計額	221百万円

4. 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

消去されている連結子会社株式	21,890 百万円
----------------	------------

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	5,144 百万円
長期借入金	30,856 百万円

5. 財務制限条項

シンジケートローン契約には、以下の財務制限条項が付されており、これらのいずれかに抵触した場合には、期限の利益を喪失する可能性があります。

① 2026年2月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を2025年2月期決算末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%および直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。

② 2026年2月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2027年2月期決算及びその直前の期の決算を対象として行われる。

## 連結損益計算書注記

記載金額は百万円単位とし、百万円未満の端数は切捨てて表示しています。

## 連結株主資本等変動計算書注記

- 記載金額は百万円単位とし、百万円未満の端数は切捨てて表示しています。
- 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
発行済株式				
普通株式	76,941,393	—	13,502,600	63,438,793
自己株式				
普通株式	7,490,520	11,433,876	13,745,700	5,178,696

(注1) 当連結会計年度末の自己株式数には、従業員持株会信託型E S O Pが所有する当社株式が354,600株含まれています。

(注2) 当連結会計年度末の自己株式数には、株式給付信託(B B T)が所有する当社株式が474,800株含まれています。

(注3) 発行済株式の減少株式数の内訳は、次のとおりです。

自己株式の消却による減少 13,502,600株

(注4) 自己株式の増加株式数の内訳は、次のとおりです。

会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく取得 11,050,700株

従業員持株会信託型E S O Pによる取得 383,000株

単元未満株式の買取りによる増加 176株

(注5) 自己株式の減少株式数の内訳は、次のとおりです。

自己株式の消却による減少 13,502,600株

従業員持株会信託型E S O Pから従業員持株会への売却 239,600株

株式給付信託(B B T)の給付による減少 3,500株

### 3. 連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2025年4月11日開催の取締役会において、次のとおり決議しています。

普通株式の配当に関する事項

- |              |            |
|--------------|------------|
| (1) 配当金総額    | 4,559百万円   |
| (2) 1株当たり配当額 | 65円        |
| (3) 基準日      | 2025年2月28日 |
| (4) 効力発生日    | 2025年5月7日  |

(注1) 2025年4月11日開催の取締役会決議による配当金総額には、従業員持株会信託型E S O Pが所有する当社株式に対する配当金13百万円が含まれています。

(注2) 2025年4月11日開催の取締役会決議による配当金総額には、株式給付信託(B B T)が所有する当社株式に対する配当金31百万円が含まれています。

### 4. 連結会計年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2026年4月10日開催の取締役会において、次のとおり決議しています。

普通株式の配当に関する事項

- |              |            |
|--------------|------------|
| (1) 配当金総額    | 2,363百万円   |
| (2) 配当の原資    | 利益剰余金      |
| (3) 1株当たり配当額 | 40円        |
| (4) 基準日      | 2026年2月28日 |
| (5) 効力発生日    | 2026年5月7日  |

(注1) 2026年4月10日開催の取締役会決議による配当金総額には、従業員持株会信託型E S O Pが所有する当社株式に対する配当金14百万円が含まれています。

(注2) 2026年4月10日開催の取締役会決議による配当金総額には、株式給付信託(B B T)が所有する当社株式に対する配当金18百万円が含まれています。

## 金融商品注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、主にアパレル事業の出店計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しています。一時的な余資は有価証券や安全性の高い預金等で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しています。複合金融商品を保有していますが、デリバティブは、リスクを回避するために利用することとし、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、海外に事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されています。

有価証券及び投資有価証券は、主に同業他社や業務上の関係を有する企業の株式及び債券（複合金融商品）であり、株式相場や為替相場等の市場価格の変動リスクに晒されています。

敷金及び保証金は、主に出店に伴う差入保証金であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されています。

短期借入金は、運転資金の調達であり、また、長期借入金は、設備投資資金や企業買収資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で7年後であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されています。また、シンジケートローン契約に基づく借入金には、財務制限条項が付されています。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務及び外貨建ての予定取引について、為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、長期借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、外貨建借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした通貨スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等につきましては、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、営業推進部門が財務経理部門と連携して、主要な取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

敷金及び保証金は、企画開発部門が財務経理部門と連携して、賃貸借契約締結時に差入先の信用状況を把握するとともに、入居後も定期的に信用状況を把握することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

デリバティブ取引の利用については、取引相手先を格付の高い金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しています。

#### ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての営業債務及び外貨建ての予定取引並びに外貨建ての借入金について、将来の為替の変動リスクに対して、必要に応じて為替予約及び通貨スワップを利用してヘッジしています。また、当社グループは長期借入金に係る支払金利の変動リスクを回避するために、金利スワップ取引を利用しています。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

デリバティブ取引については、財務経理部門長から社長への申請許可事項とし、執行後は財務経理部門内においてデリバティブ取引の残高状況、評価損益状況等を把握し随時財務経理部門長に報告されます。財務経理部門長は必要と認められる場合に、担当役員に報告しています。

#### ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各事業部門からの報告に基づき財務経理部門が適時に資金繰計画を作成、更新するとともに、手許流動性を継続して維持することにより、流動性リスクを管理しています。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

科目	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	20,394	20,394	－
(2) 敷金及び保証金	9,207	8,206	△1,000
資産計	29,602	28,601	△1,000
(1) 長期借入金(※4)	37,173	37,142	△31
負債計	37,173	37,142	△31
デリバティブ取引(※5)	△1	△1	－

(※1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれていません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	809
関係会社株式	575
組合出資金(※3)	6,749
債券	100

(※3) 組合出資金は、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上しているため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24－16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※4) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しています。

(※5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目について△で示しています。

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	28,478	—	—	—
売掛金	13,855	—	—	—
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの 債券（社債）	100	—	—	—
合計	42,434	—	—	—

(注2) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	5,552	5,237	5,205	5,205	5,203	10,767

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	19,293	—	—	19,293
投資信託	—	1,100	—	1,100
資産計	19,293	1,100	—	20,394

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	8,206	—	8,206
資産計	—	8,206	—	8,206
長期借入金	—	37,142	—	37,142
負債計	—	37,142	—	37,142

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び投資信託は相場価格を用いて評価しています。上場株式及び上場投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。当社が保有している一部の投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しています。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しています。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理及び金利通貨スワップの一体処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しています。

## 収益認識関係注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

				売上高
アパレル関連事業	国内	小売	百貨店	15,405
			非百貨店 (注) 1	80,589
			E C	43,296
			計	139,291
			卸売その他 (注) 2	16,098
			計	155,390
	海外			6,685
		計	162,075	
その他 (注) 3				5,009
顧客との契約から生じる収益				167,085
外部顧客への売上高				167,085

(注) 1 ファッションビル、駅ビル、アウトレット等による売上高であります。

2 卸売その他アパレル関連事業による売上高であります。

3 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、合成樹脂関連事業及び店舗設計管理事業等を含んでいます。

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等 重要な会計方針 5. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	11,451
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	13,855
契約負債（期首残高）	358
契約負債（期末残高）	524

契約負債は、当社グループが運営するポイント制度に係る顧客に付与したポイントであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、358百万円であります。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 企業結合等関係注記

### 取得による企業結合

#### (1) 企業結合の概要

##### ① 被取得企業の名称及びその事業の内容

###### 被取得企業

名称：株式会社デイトナ・インターナショナル

事業の内容：衣・食・住におけるライフスタイル事業全般

##### ② 企業結合を行った主な理由

当社グループがビジネス基盤とノウハウを蓄積してきたストリート、カジュアル、アウトドア分野において高い親和性があり、当社グループの事業ポートフォリオの戦略的補完が図られるとともに、新たな顧客を獲得することを目的としています。

##### ③ 企業結合日

2025年9月1日（みなし取得日）

2025年9月2日（株式取得日）

##### ④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得及び自己株式取得

##### ⑤ 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

##### ⑥ 取得した議決権比率

100.0%

##### ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

#### (2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年9月1日から2026年2月28日まで

#### (3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	25,251百万円
株式会社デイトナ・インターナショナルによる企業結合日に取得した自己株式の時価		3,056百万円
取得原価		28,307百万円

#### (4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに関する報酬・手数料等 208百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

28,811百万円

なお、のれんは、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

② 発生原因

主として、今後の事業展開によって期待される超過収益力により発生したものです。

③ 償却方法及び償却期間

15年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	8,151	百万円
固定資産	5,327	
資産合計	13,479	
流動負債	13,031	
固定負債	951	
負債合計	13,983	

(7) 取得原価の配分

当連結会計年度末において、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

(8) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	18,699	百万円
営業損失	△ 557	
経常損失	△ 622	
税金等調整前当期純損失	△ 622	
親会社株主に帰属する当期純損失	△ 721	

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業

名称 : 株式会社ウォーターフロント

事業の内容 : 傘の企画・製造・卸売

② 企業結合を行った主な理由

当社グループが保有する様々なブランドポートフォリオの中に、ファッションと高い親和性がある「傘」のライフスタイルグッズブランドを迎え入れることで、ポートフォリオの戦略的補完が図られるとともに、当社既存ブランドにおいても「雨の日」の日常シーンを起点とした新たな顧客を獲得することを目的としています。

③ 企業結合日

2025年12月1日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100.0%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年12月1日から2026年2月28日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	5,500百万円
取得原価		5,500百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに関する報酬・手数料等 61百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん金額

4,050百万円

なお、のれん金額は、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

② 発生原因

主として、今後の事業展開によって期待される超過収益力により発生したものです。

③ 償却方法及び償却期間

15年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	2,290	百万円
固定資産	150	
資産合計	2,441	
流動負債	108	
固定負債	882	
負債合計	991	

(7) 取得原価の配分

当連結会計年度末において、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

(8) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	3,245	百万円
営業利益	227	
経常利益	224	
税金等調整前当期純利益	185	
親会社株主に帰属する当期純利益	184	

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

## 1 株当たり情報注記

1. 1株当たり純資産額	1,704円79銭
2. 1株当たり当期純利益	60円48銭

(注) 1 1株当たり純資産額の算定において、従業員持株会信託型E S O Pが所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末発行済株式数から当該株式数を控除しています。なお、信託が所有する期末自己株式数は354千株です。

2 1株当たり当期純利益の算定において、従業員持株会信託型E S O Pが所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数から当該株式数を控除しています。なお、信託が所有する期中平均株式数は256千株です。

3 1株当たり純資産額の算定において、株式給付信託(B B T)が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末発行済株式数から当該株式数を控除しています。なお、信託が所有する期末自己株式数は474千株です。

4 1株当たり当期純利益の算定において、株式給付信託(B B T)が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数から当該株式数を控除しています。なお、信託が所有する期中平均株式数は476千株です。

## 重要な後発事象注記

(東洋エンタープライズ株式会社及び株式会社レイラニレーディングの株式取得(子会社化)に向けた基本合意書締結)

当社は、2026年4月10日開催の取締役会において、東洋エンタープライズ株式会社(以下、東洋エンタープライズ)及び株式会社レイラニトレーディング(以下、レイラニトレーディング)の株式を取得し子会社化することを目的とした基本合意書を締結することを決議し、基本合意書を締結いたしました。

## 1. 本買収の目的

東洋エンタープライズの「究極の復刻・文化継承」という職人氣質の強みと、当社の「多様なブランドポートフォリオ」という強みを掛け合わせた他社にはない限定ラインの展開や、「mix.tokyo」を活かした新たな顧客層の拡大、グローバル市場における「ジャパン・クオリティ」の共同発信など、多角的な面で相乗効果が見込まれます。また、直近大きく成長している既存ブランドの「アヴィレックス」「アルファ・インダストリーズ」などアメカジ市場のシェア拡大にもつながることが期待されます。

以上のことから、当社グループの成長戦略をより強く推進し、中長期的な企業価値の向上に資するものと判断し、東洋エンタープライズ及びその製品の販売会社であるレイラニトレーディングの株式取得を決定いたしました。

## 2. 取引の概要

本買収における取引の概要は現在協議中であります。

## 3. 東洋エンタープライズ株式会社について

- (1) 名称 東洋エンタープライズ株式会社
- (2) 所在地 〒130-0021 東京都墨田区緑2丁目14-12
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 小林 亨一
- (4) 事業内容 繊維製品企画製造業、卸売り、及び貿易業
- (5) 資本金 10百万円
- (6) 設立年月日 1965年11月18日
- (7) 東洋エンタープライズ株式会社の2025年10月期における財政状態および経営成績

	2025年10月期 (単位：百万円)
純資産	6,189
総資産	7,175
売上高	4,455
営業利益	946
当期純利益	718

#### 4. 株式会社レイラニトレーディングについて

- (1) 名称 株式会社レイラニトレーディング
- (2) 所在地 〒130-0021 東京都墨田区緑2丁目14-12
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 小林 亨一
- (4) 事業内容 繊維製品輸入販売業
- (5) 資本金 30百万円
- (6) 設立年月日 1999年8月27日
- (7) 株式会社レイラニトレーディングの2025年7月期における財政状態および経営成績

	2025年7月期 (単位：百万円)
純資産	279
総資産	471
売上高	431
営業利益	99
当期純利益	79

#### (自己株式の取得と消却)

当社は、2026年4月10日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき自己株式を取得すること及び会社法第178条の規定に基づき自己株式を消却することを決議しました。

#### 1. 自己株式取得の目的

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び株主還元策の一環として自己株式の取得を実施するものです。

#### 2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 取得しうる株式の総数: 3,300,000株 (上限)  
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合5.58%)

- 
- (3) 株式取得価格の総額 : 3,000,000,000円 (上限)
  - (4) 取得期間 : 2026年4月13日～2026年10月30日
  - (5) 取得方法 : 東京証券取引所における市場買付

### 3. 消却に係る事項の内容

- (1) 消却する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 消却する株式の総数 : 上記により取得した自己株式のうち、630,000株を除いた全数
- (3) 消却予定日 : 2027年1月29日

# 計算書類

## 貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>20,606</b>	<b>流動負債</b>	<b>17,161</b>
現金及び預金	12,481	短期借入金	7,989
未収入金	3,145	1年内返済予定の長期借入金	5,449
未収還付法人税等	3,126	営業外電子記録債務	2,917
短期貸付金	1,523	未払金	567
その他	329	未払費用	77
<b>固定資産</b>	<b>131,275</b>	賞与引当金	2
<b>有形固定資産</b>	<b>1,208</b>	株主優待引当金	100
建物	1,078	その他	57
機械及び装置	0	<b>固定負債</b>	<b>39,620</b>
工具、器具及び備品	127	長期借入金	33,263
土地	3	繰延税金負債	5,040
<b>無形固定資産</b>	<b>3,507</b>	退職給付引当金	1
商標	1	資産除去債務	495
ソフトウェア	1,028	その他	820
ソフトウェア仮勘定	2,422	<b>負債合計</b>	<b>56,782</b>
その他	55	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>126,559</b>	<b>株主資本</b>	<b>83,809</b>
投資有価証券	31,589	資本金	15,000
関係会社株式・出資金	63,028	資本剰余金	52,603
長期貸付金	30,612	資本準備金	3,750
投資不動産	2,237	その他資本剰余金	48,853
その他	6,157	<b>利益剰余金</b>	<b>21,438</b>
貸倒引当金	△7,066	その他利益剰余金	21,438
		繰越利益剰余金	21,438
		<b>自己株式</b>	<b>△5,233</b>
		評価・換算差額等	11,290
		その他有価証券評価差額金	11,290
<b>資産合計</b>	<b>151,882</b>	<b>純資産合計</b>	<b>95,100</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>151,882</b>



## 株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から  
2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
2025年3月1日残高	15,000	3,750	62,524	66,274	24,661	24,661	△6,160	99,774
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△4,559	△4,559		△4,559
当期純利益					1,335	1,335		1,335
自己株式の取得							△12,874	△12,874
自己株式の処分							132	132
自己株式の消却			△13,670	△13,670			13,670	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	△13,670	△13,670	△3,223	△3,223	927	△15,965
2026年2月28日残高	15,000	3,750	48,853	52,603	21,438	21,438	△5,233	83,809

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
2025年3月1日残高	6,232	6,232	106,007
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△4,559
当期純利益			1,335
自己株式の取得			△12,874
自己株式の処分			132
自己株式の消却			-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	5,057	5,057	5,057
事業年度中の変動額合計	5,057	5,057	△10,907
2026年2月28日残高	11,290	11,290	95,100

## 個別注記表

### 重要な会計方針

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式・出資金 ……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)

市場価格のない株式等 ……………移動平均法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産……………定率法

(リース資産を除く)

及び投資不動産

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 3～50年

機械及び装置 4～12年

工具、器具及び備品 2～20年

##### (2) 無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5～10年）による定額法を採用しています。

##### (3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。

#### (3) 株主優待引当金

株主優待制度に基づき、将来の株主優待券の利用による費用の発生に備えるため、一部の連結子会社の過去の実績を基礎にして当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

##### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

##### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、費用処理しています。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、それぞれ発生の日から費用処理しています。

### 4. 収益及び費用の計上基準

持株会社である当社の収益は、主に連結子会社からの経営指導料及び受取配当金であります。

経営指導料においては、契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、受託業務を実施した時点で履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しています。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識していません。

## 5. 重要なヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。

なお、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しています。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金の利息

b ヘッジ手段……………通貨スワップ

ヘッジ対象……………外貨建借入金

### (3) ヘッジ方針

内部規程である「デリバティブ管理規程」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしています。

### (4) ヘッジの有効性評価の方法

振当処理によっている通貨スワップ及び特例処理によっている金利スワップについては、決算日における有効性の評価を省略しています。

## 6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっています。

### (2) グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しています。

## 会計方針の変更

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しています。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

## 会計上の見積り注記

### 関係会社投融資の評価

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表において、関係会社株式・出資金63,028百万円、関係会社長期貸付金30,612百万円（貸借対照表上「長期貸付金」として表示）、関係会社長期貸付金に係る貸倒引当金を7,045百万円（貸借対照表上「貸倒引当金」として表示）計上していません。

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式・出資金の評価にあたっては、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、投資に対する評価損を計上しています。

また、関係会社に対する長期貸付金については、債権の回収に重大な問題が生じているか又は生じる可能性が高いときには、当該会社の財政状態を基礎として回収不能見込額を貸倒引当金として計上しています。

当該見積りは、将来の予測不能な市場環境の変化等により、関係会社の財政状態が悪化した場合には、関係会社投融資の評価額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 追加情報

#### (「従業員持株会信託型E S O P」)

従業員持株会信託型E S O Pについて、連結計算書類の「連結注記表 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

#### (「株式給付信託(B B T)」)

株式給付信託(B B T)について、連結計算書類の「連結注記表 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

## 貸借対照表注記

1. 記載金額は百万円単位とし、百万円未満の端数は切捨てて表示しています。

2. 有形固定資産の減価償却累計額	1,266百万円
3. 投資不動産の減価償却累計額	221百万円

4. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	4,680百万円
短期金銭債務	614百万円
長期金銭債権	30,612百万円
長期金銭債務	2,000百万円

5. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
担保に供している資産	
関係会社株式・出資金	21,890百万円
担保に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	5,144百万円
長期借入金	30,856百万円

### 6. 財務制限条項

シンジケートローン契約には、以下の財務制限条項が付されており、これらのいずれかに抵触した場合には、期限の利益を喪失する可能性があります。

① 2026年2月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を2025年2月期決算末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%および直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。

② 2026年2月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2027年2月期決算及びその直前の期の決算を対象として行われる。

## 損益計算書注記

1. 記載金額は百万円単位とし、百万円未満の端数は切捨てて表示しています。
2. 関係会社との取引高

営業収益	4,306百万円
営業費用	346百万円
営業取引以外の取引高	3,456百万円
3. 関係会社整理損は、連結子会社4社に対する債務超過相当額等を損失として計上したことによるものであります。関係会社整理損の内訳は、貸倒引当金繰入額2,695百万円であります。

## 株主資本等変動計算書注記

1. 記載金額は百万円単位とし、百万円未満の端数は切捨てて表示しています。
2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数 普通株式 5,178,696株  
(注1) 当事業年度の末日における自己株式数には、従業員持株会信託型E S O Pが所有する当社株式が354,600株含まれています。  
(注2) 当事業年度の末日における自己株式数には、株式給付信託(B B T)が所有する当社株式が474,800株含まれています。

## 税効果会計注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産	
繰越欠損金	48百万円
貸倒引当金繰入超過額	2,227百万円
関係会社株式評価損否認額	10,786百万円
減損損失否認額	444百万円
その他	559百万円
繰延税金資産小計	14,066百万円
評価性引当額	△13,764百万円
繰延税金資産合計	301百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△5,173百万円
その他	△168百万円
繰延税金負債合計	△5,342百万円
繰延税金負債純額	△5,040百万円

### 2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しています。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っています。

## 収益認識関係注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載しているため、注記を省略しています。

## 関連当事者との取引注記

### 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)TSI	東京都港区	100	アパレル関連事業	(所有) 直接 100.0	役員の兼任	—	—	未収入金 (注) 4.	2,662
							利息の受取	134	長期貸付金	9,506
							経営指導料の受取 (注) 3.	1,976	—	—
子会社	(株)デイトナ・インターナショナル	東京都渋谷区	10	アパレル関連事業	(所有) 直接 100.0	役員の兼任	利息の受取	59	長期貸付金	10,780
子会社	Laline JAPAN (株)	東京都港区	7	その他事業	(所有) 直接 70.0	—	利息の受取	28	長期貸付金 (注) 5.	2,677
子会社	(株)ジャック	静岡県牧之原市	10	アパレル関連事業	(所有) 直接 100.0	—	利息の支払	5	長期借入金	2,000
							配当金の受取	2,000	—	—
子会社	TSI US Holdings Co.,Ltd.	Calif., U.S.A.	67百万米ドル	アパレル関連事業	(所有) 直接 100.0	—	利息の受取	60	長期貸付金 (注) 6.	4,571
							関係会社整理損	2,327	—	—

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 貸付金利は、市場金利を勘案して決定しています。なお、担保は受け入れていません。
2. 借入金利は、市場金利を勘案して決定しています。なお、担保は差し入れていません。
3. 経営指導料は、業務内容を個別に勘案して決定しています。
4. 未収入金は、当社が行っているグループ決済代行に係る債権及びグループ通算制度における通算税効果額に係る債権であります。
5. 当該貸付金に対し、1,560百万円の貸倒引当金を設定しています。
6. 当該貸付金に対し、3,887百万円の貸倒引当金を設定しています。

## 1 株当たり情報注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,632円34銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 21円29銭    |

- (注) 1 1株当たり純資産額の算定において、従業員持株会信託型E S O Pが所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末発行済株式数から当該株式数を控除しています。なお、信託が所有する期末自己株式数は354千株です。
- 2 1株当たり当期純利益の算定において、従業員持株会信託型E S O Pが所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数から当該株式数を控除しています。なお、信託が所有する期中平均株式数は256千株です。
- 3 1株当たり純資産額の算定において、株式給付信託(B B T)が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末発行済株式数から当該株式数を控除しています。なお、信託が所有する期末自己株式数は474千株です。
- 4 1株当たり当期純利益の算定において、株式給付信託(B B T)が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数から当該株式数を控除しています。なお、信託が所有する期中平均株式数は476千株です。

## 重要な後発事象注記

「連結注記表 重要な後発事象注記」に記載しているため、注記を省略しています。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年4月15日

株式会社T S Iホールディングス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 岩 出 博 男  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 牟 田 隆 平  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社T S Iホールディングスの2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社T S Iホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年4月15日

株式会社T S Iホールディングス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩 出 博 男  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 牟 田 隆 平  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社T S Iホールディングスの2025年3月1日から2026年2月28日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - 一 取締役会、経営会議並びに主要な子会社の取締役会等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、意思決定の過程及び内容を確認等することで、本社及び重要な事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、当社企業グループ連結監査の観点から、常勤監査役が主要な子会社の監査役を兼務して、各子会社の監査役と連携のうえ監査活動を実施し、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、また、子会社及びその重要な事業所等を訪問し、事業の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月15日

株式会社T S Iホールディングス 監査役会

常勤監査役 百々和宏 ㊟

監査役 岡田不二郎 ㊟

監査役 澤田静華 ㊟

(注) 監査役岡田不二郎及び澤田静華は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 定時株主総会会場ご案内図



会場

## 当社本社1階 プレスルーム

東京都港区赤坂八丁目5番27号 住友不動産青山ビル東館



東京メトロ ●銀座線 ●半蔵門線  
都営地下鉄 ●大江戸線

青山一丁目駅 出口4番(南) 徒歩3分

駐車場・駐輪場のご用意がございませんので、公共交通機関をご利用  
くださいますようお願い申し上げます。

スマートフォンやタブレット端末から右記のQR  
コードを読み取るとGoogleマップにアクセスい  
ただけます。



株式会社TSIホールディングス

<https://www.tsi-holdings.com/>



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。